

第2章 WTO農業交渉の経緯と現状

(研究会開催日 2009年6月12日)

農林水産省国際部長

山下正行

1. WTO農業交渉は、2001年11月に立ち上がったドーハ・ラウンドの重要な分野として交渉が行われてきた。2004年7月の枠組合意、2005年12月の香港閣僚会議宣言、さらには交渉の中断などを経て、交渉議長によるモダリティ案が提示・改訂され、昨年7月に閣僚会議が開かれた。しかし、SSM（途上国のためのセーフガード）等をめぐり、米国とインドなどの途上国の対立が解けず、決裂した。その後、昨年9月以降、実務レベルの交渉が行われ、それを踏まえ議長は12月に議長の再改訂モダリティ案を提示したが、非農産品分野を含め調整が不調に終わり、結局閣僚会議は開催されなかった。
2. 今次ラウンドのモダリティ案は、ウルグアイ・ラウンドと比べ、市場アクセス（関税削減率、重要品目の関税割当枠の拡大等）は相当厳しく、また、国内支持においても品目別規律等を新たに設けるなど非常に細かい内容になっている。我が国にとっては、重要品目の数とその取扱い、上限関税、関税割当の新設等が大きな問題である。
3. 今年に入ってから、全体として、米国の政権交代、インドの総選挙等があったことなどから、実質的な交渉は行われず、米国、インド待ちの状況が続いていた。また、農業交渉は議長の交代もあり、新たな動きはみられなかった。
4. その後、5月から6月に入り、今後の交渉のプロセスについて議論が行われている。米国は、昨年12月の議長のモダリティ案は米国の国内補助金の削減は明確である一方、途上国（特に新興途上国）から得られる市場アクセスが不明確でバランスにかけるとして、今後交渉を前進するためには、特に新興途上国のSP（特別品目）について透明性を得ることが必要との立場である。ラミー事務局長は、今後の進め方として、モダリティ確立のための多国間の協議と透明性のための二国間、複数国間での協議のダブルトラックを提案している。